こども医療費助成金の支給申請が変わります!

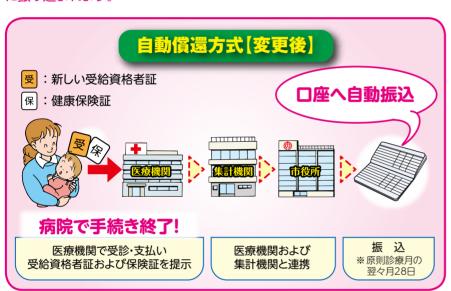


とはは原動的成 自動償還方式 かえるートします!



自動償還方式とは?

これまで助成金を受給するには、医療機関に支払った保険診療分の領収書 を添えて、市役所で申請する必要がありました。しかし、新しく始まる「自動 償還方式」では手続がより簡単で便利になります。県内の協力医療機関で 受診した時に、①「健康保険証」と②「新しい受給資格者証」を提示して、 ③医療費の支払いを済ませることで、助成金支給申請となります。市役所 での助成金支給申請は必要ありません。助成金は原則として診療月の 翌々月28日(28日が土日・祝祭日の場合は翌平日)に自動的に登録口座 に振り込まれます。



いつから始まるの?

平成26年1月1日から県内の協力医療機関で利用することができるよう になります。最初に受診する際に「那覇市のこども医療費助成自動償還方式 が利用できますか?」とおたずねください。

※県外医療機関での医療費や平成25年12月受診分までの医療費助成金 支給申請は、これまで通り領収書を添えて診療月の翌月から1年以内に 子育て応援課窓口にてお願いします。

自動償還方式を利用するには?

医療機関(薬局含む)で受診の際に、健康保険証と合わせてオレンジ色の 新しい『受給資格者証 (自動償還用)』をご提示ください。ご提示することで、 自動償還方式による申請の意思表示となります。

すでに、「受給資格者証」をお持ちの方で、制度が始まる平成26年1月1 日現在、0歳から3歳までのお子さんについては、『受給資格者証(自動償還 用)』を12月中旬に郵送いたします。

4歳から中学校3年生までのお子さんについては、入院の際に子育て応援課 (医療費支援グループ) で新しい受給資格者証の交付を受けてください。 ※受給資格者証をお持ちでない方は、資格認定登録が必要です。



ご注意ください

- ●「受給資格者証(自動償還用)」を提示しても、<mark>医療費の支払いは必要です</mark>。
- ●「受給資格者証(自動償還用)」は受診の都度、医療機関窓口にて健康保険 証と合わせて提示してください。月初めのみではありません。
- ●「受給資格者証」の提示がない場合や未払いの医療費がある場合は、医療 機関より診療データが市役所に届きません。その際は、領収書を添え市役 所での支給申請をお願いします。
- お手元の「領収書」は、通帳記帳後に助成金振込の確認ができる ように、大切に保管してください。
- ●「自動償還方式」開始後も、助成対象年齢および申請期間(診療月の翌月 から1年以内)は変更ありません。

お問い合わせ

子育て応援課 医療費支援グループ(本庁舎 3 階 47 番窓口) **2861-6951**

12月3日(火)~9日(月)は『障がい者週間』 ~ 「思いやり」「ゆずり合い」の心を大切に~

この週間は、広く障がい者福祉への関心と理解を 深めるとともに、障がいのある方の社会参加を 促進することを目的とした週間です。

す方すうがの 現交者利か のがになる当在付用用ら市

|該駐車場は、障がい|

る方や歩行困難な方

しています(11月1日

軍場利用認定証」を

テッカーの配付、市ホーム ます。協力事業所には、ス

ページでの事業者名などの

掲載を行っています(11月

1日現在14事業所)。

台である方に、「身障

合わせ

障がい福祉課 **7**

862.3275

全重度障がい者緊急事等の迅速な対応で緊急通報協力員と結んで緊急通報協力員と結んで緊急通報協力員と結んで緊急通報協力員とに設置します。利用者の同宅の固定電話機に通報機を設置、通報センターと結んで緊急通報協力員とがある方で、緊急所の連絡が必要な方に設置します。利用者の国定電話機に通報を設置、通報センターと結んで緊急通報協力員と に備えます。

態等と機自に緊重65険時

す。くわしくは、 い合わせください。

障がい者緊急通報システム〉

※なお、利用に関して障が い程度および世帯員の 合計所得による所得制 限などの要件がありま

(歩道の点字ブロック) 根覚に障がいのある方や い 根覚に障がいのある方や い 歩道の点字ブロックの上を し 歩り、自転車がスピードを 出したまま横を通ったりす ると、不自由や恐怖を感じ ると、不自由や恐怖を感じ しょう。

覚に障がいのある方や いのある方にも、ない方に も住みよい街にしていきま

理の点字ブロック)

しています。上を図るため た、市では、 利用者のマ ヤモラルの 那覇市身障者用駐車場 利用認定証 ご駐車ください。 マナーを守って

るとともに、 他の駐

適正に利用できるよう この当該駐車場を対象

※「利用認定証」の使用は、 駐車できるものではあり に限られます。いつでも 該駐車場に駐車するとき その施設を利用のため当

よろしくお願いします。 の制度へのご理解ご協力を 市民・事業者のみなさま

設けられたスペースで

設を利用しやすいよ

心ない駐車が見られま

未だに対象者以外の

)の制度は、店舗や病

朝市版パーキングパーミット制度〉 がい者等用駐車場の は、今年の2月18日 この制度にご協力していた だける事業所を募集してい